

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 10 月 27 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600647号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600060号

第1 結論

昭和44年*月から昭和45年*月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和44年*月から昭和45年*月まで

私には両親、兄弟妹の家族がおり、亡くなった父が家族全員の国民年金保険料を納付していたので、私についても、父が国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料も納付してくれたはずだ。父が国民年金保険料を納付した両親及び兄弟妹の納付記録は、未納期間がないのに私だけ請求期間の国民年金保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号は、A市で作成された請求者の国民年金被保険者名簿索引票の備考欄に「45. 3. 新規適用」と記載されていることから、請求者の国民年金の加入手続が昭和45年3月頃に新規に行われたことに伴い払い出されたと推認でき、当該払出時点では、請求期間の国民年金保険料を納付することが可能である。

また、請求期間は、7か月と短期間であり、請求者の請求期間直後から60歳までの国民年金保険料は全て納付済みである上、請求者の家族全員の国民年金保険料を納付したとする父親及び母親は、請求期間を含め、国民年金に任意加入した昭和36年12月から60歳までの国民年金保険料を全て納付している。

さらに、請求者の兄の請求期間の国民年金保険料についても納付済みである上、請求者の父親が亡くなる前の期間について、請求者の兄弟妹の国民年金加入期間の保険料は全て納付済みである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1600356 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (国) 第 1600057 号

第 1 結論

平成 13 年 4 月から平成 14 年 3 月までの請求期間については、学生納付特例により納付猶予され国民年金保険料を追納した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 13 年 4 月から平成 14 年 3 月まで

私は、請求期間については、時期は覚えていないが A 市役所又は B 市役所で国民年金保険料の学生納付特例の申請手続きを行い、金額は覚えていないが平成 19 年 1 月から学生納付特例期間の国民年金保険料を数年にかけて追納し始め、請求期間の保険料もコンビニエンスストアで納付した。請求期間が学生納付特例による保険料納付猶予期間とされていない上、保険料を追納したにもかかわらず未納と記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料については、時期は覚えていないが A 市役所又は B 市役所で学生納付特例の申請手続きを行い、その後、金額は覚えていないが追納した旨主張しているところ、オンライン記録によれば、請求期間を除く平成 12 年度から平成 17 年度については、いずれの年度も学生納付特例の申請を行い、平成 18 年 7 月から平成 21 年 7 月までの期間に 7 回に分けて追納していることが確認できるものの、請求期間については、学生納付特例の申請を行った形跡はなく、保険料の納付猶予期間ではなく未納期間と記録されていることから、保険料を追納することはできない。

また、戸籍の附票によると、請求者は平成 13 年 3 月 6 日付けで A 市から B 市へ転入していることが確認でき、請求期間である平成 13 年度の学生納付特例の申請手続きは B 市で行うこととなるが、B 市では、同市が管理する請求者に係る電算の国民年金情報によると、平成 12 年度及び平成 14 年度から平成 17 年度までの期間に係る学生納付特例の申請記録は収録されているものの、請求期間のものはない旨回答している。

さらに、請求期間は、基礎年金番号制度が導入された平成 9 年 1 月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が促進され、記録管理の強化が図られていた期間であることを踏まえると、請求期間に係る年金記録の過誤が生じる可能性は低い。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予され追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予され追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予され追納していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600634号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600058号

第1 結論

平成4年4月から平成5年3月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

平成5年8月から平成6年4月までの請求期間、平成7年4月及び同年5月の請求期間並びに平成7年10月から平成8年4月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成4年4月から平成5年3月まで
② 平成5年8月から平成6年4月まで
③ 平成7年4月及び同年5月
④ 平成7年10月から平成8年4月まで

私は、大学3年生の時に平成3年度の国民年金保険料の免除の申請手続きを行い、大学4年生の時も免除の申請手続きを行ったと思うので請求期間①について調査をして記録を訂正してほしい。

また、請求期間②、③及び④については、国民年金保険料の納付について具体的なことは覚えていないが、それぞれの期間について納付したと思うので調査をして記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①については、当時、請求者が居住していたA県B町(現在はC市)は、請求期間①当時の国民年金保険料の免除申請に関して、保存期間経過のため書類の保管はしておらず、市役所のコンピュータの記録において、平成3年5月に請求者の国民年金保険料の平成3年度分の免除申請を受け付けた記録は確認できるが、平成4年度分の免除申請を受け付けた記録は確認できないとしており、オンライン記録と符合している。

また、請求者は、請求期間①については、免除の記録となっていないので、手続きを行っていなかったかもしれないと陳述しており、請求期間①の国民年金保険料の免除申請に関する記憶が不明確である。

請求期間②、③及び④については、請求者の当該期間に係る国民年金被保険者資格は、平成5

年8月16日を取得日として平成8年5月21日に処理されていることがオンライン記録により確認できることから、この時点までは請求期間②、③及び④は未加入期間とされており、保険料を納付することはできない。

また、請求者の国民年金保険料の納付記録を見ると、遡って納付している期間については、保険料が納付可能である時効直前に納付されていることが見受けられるが、請求者は、請求期間②、③及び④の国民年金保険料の納付時期等については、覚えていないと陳述していることに加え、前述の平成8年5月の国民年金被保険者資格の取得処理の時点では、請求期間②の保険料は時効により平成6年4月の1か月を除き納付できないことなどを踏まえると、請求期間②、③及び④の保険料を時効直前に納付していたと推認することができない。

そのほか、請求者が、請求期間①の国民年金保険料を免除されていたこと並びに請求期間②、③及び④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、これらのことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①の国民年金保険料を免除され、また、請求期間②、③及び④の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600635号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600059号

第1 結論

昭和62年8月から平成3年5月までの請求期間、平成3年12月から平成4年1月までの請求期間及び平成4年4月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和62年8月から平成3年5月まで
② 平成3年12月及び平成4年1月
③ 平成4年4月

請求期間①のうち、昭和62年8月から平成元年2月までの期間については、私は実家で両親と同居しており、私の母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたと思う。また、私が実家を出た後の請求期間①(平成元年3月から平成3年5月まで)と請求期間②及び③については、自分で国民年金保険料を納付していた。請求期間①、②及び③の国民年金保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、請求者及び前後の記号番号の資格取得処理日から、平成4年11月頃に払い出されたことが推認でき、請求者の国民年金の加入手続は、この頃に行われたと考えられることから、請求期間①のうち、昭和62年8月から平成元年2月までの期間については、実家で請求者と同居していた母親が、請求者の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたとする請求者の主張と符合しない。

また、上記の加入手続が行われたと考えられる時点では、請求期間①のうち平成2年9月以前の国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、社会保険オンラインシステムによる氏名検索において、上記記号番号とは別の記号番号を確認することができない。

加えて、請求期間①のうち、平成元年3月から平成3年5月までの期間、請求期間②及び③については、請求者は、自身で国民年金保険料を納付したと陳述しているものの、当該期間の国民年金保険料の納付時期、納付額及び納付場所等に関する記憶は不明確であり、当該期間の国民年

金保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な陳述を得ることができない。

そのほか、請求者が、請求期間①、②及び③について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。